自動車運転手雇用契約書

割印

収入

印紙

　〇〇選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「発注者」という。）と

（以下「受注者」という。）とは、発注者が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１．運転する期間　　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間

令和　　年　　月　　日まで

　　　　　　　　　　　　原則として毎日　　時　　分から　　時　　分まで

２．契約金額　　　　　　　　　　　　　円（1日につき　　　　　　　円）

３．運転する車輌の登録番号

４．請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、門川町議会議員及び門川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき門川町に請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、門川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、受注者は門川町には請求ができない。

５．その他

　　この契約に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえこれを定めるものとする。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　発注者　〇〇選挙候補者

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　受注者　住　所

　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印